

事務事業評価シート

事業番号 6	事務事業名 権利擁護センター事業費	所管部課 地域共生課
-----------	----------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	判断能力の低下により、財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう成年後見制度の積極的な活動や高齢者等の福祉サービスの利用支援等を図ることを目的とする。 【根拠法令等：成年後見制度の利用に関する法律、西東京市権利擁護センター設置要綱、西東京市保健福祉サービス苦情調整委員会設置要綱、西東京市成年後見制度に係る市長の審判の請求手続き等に関する要綱、西東京市後見等報酬費用の助成に関する要綱】		☒ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容/実施方法】 判断能力が不十分な人に対して成年後見制度の利用支援、市長申立て、市長申立てに係る後見人報酬助成を行うほか、保健福祉サービスに係る解決困難な苦情の調整等を行う。 ①福祉サービスに関する相談業務（保健福祉サービスに関する苦情相談を含む。） 1,445件（令和5年度実績） ②成年後見制度申立て支援 ③あんしん西東京運営審査委員会の運営（市長申立ての適否の審査） 10件（令和5年度実績） ④後見人のサポート 1回（相談会の開催）（令和5年度実績） ⑤社会貢献型後見人の養成及び支援 7人（支援）（令和5年度実績） ⑥保健福祉サービス苦情調整委員会の運営 0件（令和5年度実績） ⑦後見等報酬助成の実施 8件（令和5年度実績） ※①～⑤は委託（西東京市権利擁護センターあんしん西東京事業業務委託） ⑥・⑦は直営 <都支出金> 地域福祉推進区市町村包括補助事業		
	事業開始時期【4】	平成14年度	実施形態【5】 ☒ 直営 ☒ 委託 ☒ 補助 ☐ その他（ ）

事業費データ	項 目		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】		23,936	26,858	28,934	34,580	千円
	内訳	主要な経費：委託料	22,571	24,809	27,362	31,036	
		その他：負担金補助及び交付金等	1,365	2,049	1,572	3,544	
	財源内訳	国庫支出金・都支出金	11,279	12,016	11,912	13,287	
		地方債					
		その他（地域福祉基金繰入金等）	1,000	1,000	3,000	4,015	
		一般財源	11,657	13,842	14,022	17,278	
	所要人員(B)【7】		0.60	0.60	0.60	0.60	人
	人件費(C)=平均給与×(B)		4,383	4,306	4,306	4,306	千円
会計年度任用職員報酬等(C')【8】						千円	
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')		28,319	31,164	33,240	38,886	千円	
単位当たりコスト【9】						千円	
(E)=(D)/（成年後見利用支援相談件数）		22	21	23	—		

評価指標 【10】	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
	①成年後見利用支援相談件数	1,281	1,492	1,445		件
	②社会貢献型後見人(市民後見人)の人数	20	23	23		人
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
	①成年後見制度に係る相談件数は、増加傾向にある。 ②令和4年度に社会貢献型後見人を育成したため、同年度に3名増加している。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	第5期地域福祉計画策定に向けた関係団体からのヒアリングでは、後見人の報酬に対する助成制度の対象要件を市長申立てに限定せず、もっと拡大して欲しいとの要望があった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	26市においては、権利擁護制度の推進機関を全て単独もしくは共同の形で設置している。 後見人の報酬に対する助成制度を市長申立てに限定している自治体は26市中9市のみ（令和4年度時点）である。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	健康寿命の延伸や高齢者人口の増加により市民の権利擁護に資する本事業の必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	成年後見制度の利用促進、利用支援については、市が担うべきものである。
B	事業(補助)の対象	適切	判断能力が低下した者の権利を擁護する事業のため、対象の範囲は適切である。
	事業(補助)の内容	課題有	報酬助成の対象拡大、権利擁護センターの中核機関化や法人後見の実施など、利用促進の必要性がある。
	受益者負担	適切	裁判所の判定に基づき、後見等開始審判申立費用を請求している。
	事業コスト	普通	各市で委託内容が異なるため比較が難しいが、1人当たりの報酬助成予算は近隣5市の中で低い。
	業務負担	普通	事業の必要性・効果に相応した業務負担である。
検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☒ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		健康寿命の延伸や高齢者人口の増加に伴い、後見人制度の相談件数やニーズは年々高まっている。その中で、市民後見人の育成及び支援が国から求められている。また、成年後見人等への報酬助成対象の拡大を進めることで利用しやすい環境を整備する必要がある。 また、権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を目的とした地域連携ネットワークの構築及び権利擁護センターの中核機関化並びに法人後見を実施することで、市民へ必要な支援が行き届くようにする必要がある。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	普通	市民の権利擁護に必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	市が実施すべき事業である。
B	事業(補助)の対象	適切	認知症や知的障害、精神疾患などの理由により判断能力が低下した者の権利を擁護する事業である。
	事業(補助)の内容	課題有	報酬助成の対象拡大や権利擁護センターの中核機関化、法人後見の実施などの課題がある。
	受益者負担	適切	裁判所の判定に基づき、後見等開始審判申立費用の自己負担を求めている。
	事業コスト	高い	委託料が年々増加しているため、委託業務内容を含む見直しが必要と考える。
	業務負担	普通	過度な業務負担はないものとする。
検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☒ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		後見人制度の相談件数やニーズは年々高まっており、成年後見人等への報酬助成対象の拡大を求める要望があることから、権利擁護センターの中核機関化や法人後見の実施、成年後見人等への報酬助成の拡大について検討する必要がある。一方で、毎年度の事業費が増加傾向にあることから、委託内容の中でもウェイトの大きい相談業務について、相談内容の分析等を行い、ICTを活用した相談ツールを導入するなどの業務効率化を検討するとともに、今後の事業展開について優先順位を整理しながら取り組む必要があると考える。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	
----------------------	--